

愛岐処分場専門家会議開催要綱

（趣旨）

第1 多治見市長及び名古屋市長（以下「両市長」という。）は、有識者等の意見を聴取し、愛岐処分場（以下「処分場」という。）の適正な管理運営を確保するため、両市が共同して「愛岐処分場専門家会議」（以下「専門家会議」という。）を開催する。

（検証事項）

第2 専門家会議は、次に掲げる事項について検証し、両市長はその意見を聴取する。

- (1) 廃棄物の処分に関すること。
- (2) 維持管理に関すること。
- (3) 環境監視に関すること。
- (4) その他適正な管理運営の確保に関すること。

（構成）

第3 専門家会議は、委員をもって構成する。

2 委員は、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者及び処分場に関して利害関係を有する者並びにその他両市長が必要と認める者のうちから、両市長それぞれが指名する。

（座長）

第4 専門家会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、専門家会議の議事の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5 専門家会議は、必要の都度、両市長が招集する。

- 2 座長が必要と認めるときは、専門家会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

（会議録）

第6 専門家会議の議事については、会議録を作成し、会議の概要を記載するものとする。

(庶務)

第7 専門家会議の事務局は、多治見市環境文化部環境課に置く。

2 専門家会議の庶務は、多治見市環境文化部環境課及び名古屋市環境局施設部施設課において処理する。

3 謝金、実費弁償、会議経費等の専門家会議の費用については、事務局が支払うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は座長及び両市長が協議し定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2 平成13年7月30日付覚書第1条第1項に規定する専門委員会会議の設置は、この要綱による改正後の愛岐処分場専門家会議開催要綱第1に規定する専門家会議の開催をもってこれに代えるものとする。